

令和2年宇治田原町文教厚生常任委員会

令和2年3月11日

午前10時開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

議案第18号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
を制定するについて

日程第2 各課所管事項報告

○福祉課

・宇治田原町自立支援協議会設置要綱（案）について

○健康児童課所管

・令和2年度宇治田原町立保育所入所申込み状況について

日程第3 付託議案審査

議案第23号 宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する
について

日程第4 各課所管事項報告

○学校教育課所管

・「うじたわら学び塾」冬季事業報告について

・宇治田原町読書活動推進計画の策定について

・令和2年度小中学校児童・生徒数、学級数（見込み）について

・学校給食費の改定について

○社会教育課所管

・令和2年度宇治田原町放課後児童健全育成施設入所申込み状況につ
いて

日程第5 その他

1. 出席委員

委員長 6番 原田周一 委員

副委員長 10番 浅田晃弘 委員

1番 山内実貴子 委員

2番	山本	精	委員
4番	垣内	秋弘	委員
8番	松本	健治	委員
12番	谷口	整	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	山下	康之	君
教育長	奥村	博己	君
健康福祉部長	久野村	観光	君
教育部長	光嶋	隆	君
企画財政課長	矢野	里志	君
福祉課課長補佐	市川	博己	君
介護医療課長	廣島	照美	君
介護医療課課長補佐	塚本	吏	君
健康児童課長	立原	信子	君
保健センター所長	中地	智之	君
宇治田原保育所長	山下	愛子	君
地域子育て支援センター所長	青山	晃子	君
学校教育課長	岩井	直子	君
学校教育課課長補佐	細矢	和彦	君
学校給食共同調理場所長	下岡	寛史	君
社会教育課長	清水	清	君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山	和弘	君
庶務係長	太田	智子	君

開 会 午前10時00分

○委員長（原田周一） 皆さん、おはようございます。

本日は、文教厚生常任委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席いただき、まことにありがとうございます。世間では新型コロナウイルスということで、この近辺では京都市内、それから長岡京市と、感染者が発生しております。特にこの委員会の福祉の関係はそういう健康問題を扱っている部門でもございますので、職員の皆様におかれましては、十分体にご留意されて、1万住民の健康のため対応していただきたいと思っております。また、我々この文教厚生常任委員会、これも健康をあずかる、所管する委員会ということで、協力はさせていただきますので、ひとつ対応のほう、よろしく願いいたします。

また、9年前の本日3月11日、午後2時46分に、東日本の大震災が発生いたしました。今朝方テレビ等を見ておりますと、いまだ行方不明になられた方が2,529人、それからまた原発関係で避難されている方が4万8,000人というような報道もされていまして。特に東日本大震災において犠牲となられました皆様方のご冥福をお祈りし、哀悼の意を表したいと思っております。

本日の委員会は、開会日に上程され付託されました2議案、所管事項報告につきまして、お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。また、町当局よりの資料につきましても、お手元に配付しておりますので、ご確認願います。

付託議案につきましては、委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ここで、理事者から、ご挨拶をお願いいたします。山下副町長。

○副町長（山下康之） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、3月の定例会開会中におきます文教厚生常任委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。原田委員長、また浅田副委員長のもと、各委員には大変お世話になりますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。また、3月定例会連日大変ご苦労いただきまして、本当に感謝をいたすところでございます。

そういった中、もう3月も中頃になってきたというような中におきまして、役場の裏の桜の木も、まだかまだかと、このような気象になってきたというところで、昨日と今

日は、打ってまた天候が変わって非常に暖かくなったというようなところでございます。

そういった中、今も委員長さんのほうからございましたけれども、今特に新型コロナのほうに蔓延してきているようございまして、昨日も発表が改めてあったようございまして、本日町のほうにおいても対策本部を開催する予定をいたしております。昨日ちょうど総務建設常任委員会のところ、ちょうどその前日の正午で1, 217名ということで、感染者が増えているという報告をさせてもらったんですけども、今日また59名の方がそれから後に増えたということで、本当に連日のように蔓延してきていると。京都においても13名の方がかかっておられるというようなところでございまして、本当に本町においても非常に心配をしている状況でございます。

そういう中では、住民の皆さんに、しっかりとした予防、またいろんな面においてのやっていきたいと、このように思っております。そういった中、町議会の開会のときに、谷口議長さんのほうから、新型コロナウイルスに対して、議会としても柔軟にしっかり対応していくというお言葉をいただき、また原田委員長のほうからも、今そういったようなお声をいただきまして、我々としてもしっかりと住民の皆さんの健康に対して、しっかりやっていきたいというふうに思っております。

それはもとより、我々職員も、そういった日頃の行動等々について、特にいろんな子どもたちを預かる部署においても、その辺のことを踏まえてしっかり対応するようということで、職員一同取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、今後ともまたよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと、また今ございましたけれども、ちょうど今日は東日本の大震災から丸9年ということで、本当に9年という間はあつと過ぎてきたわけでございますけれども、まだ今なお行方不明の方、また被災されている方がたくさんおられるということで、まだまだこれからというふうに思いますけれども、本町といたしましても、もちろん教訓を生かす中で、しっかりとした防災のほうにも取り組んでいかなければならないと思っております。本当にこの大震災において亡くなられた方、また被災された方に対して、ご冥福とお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

今日は、そういう、ちょうど今日で丸9年ということでもございまして、本町といたしましては、町旗を半旗といたしまして、そしてまたちょうど地震の起こった2時46分に、黙禱をさせていただきたいなと思っております。それと、万が一に備えて、職員には参集のメールを一斉配信いたしまして、緊急時に備える、そういった訓練と、また併せまして、今本町と応援協定を結んでいる市町のほうと、電話によるやりとりの

そういう訓練もしていきたいなというように思っておりますので、またいろんな角度からご指導いただきたいというふうに思います。

そうした中で、今日の常任委員会の中、付託議案審査が2件、また各課のほうからの所管事項報告等々をさせていただきたいというふうに思っております。最後までよろしくお願ひし、またご可決賜りますようお願いしたいというふうに思います。

結びに当たりまして、ちょうどこういうような三寒四温の時期でもございますので、非常に体調の崩しやすいところでございます。そういった中、委員各位におかれましては、お体には十分ご自愛いただきまして、今後またますますご活躍を賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶にさせていただきたいと思ひます。以上でございます。よろしくお願ひします。

○委員長（原田周一） ありがとうございます。

ただいまの出席委員数は6名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の文教厚生常任委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第18号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。久野村健康福祉部長。

○健康福祉部長（久野村観光） 改めまして、おはようございます。

それでは、議案第18号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、概要をご説明させていただきたいと思ひます。

議案書に添付させていただいております議案第18号資料のほうに目を通していただきたいと思ひます。ここに書かせていただいておりますように、趣旨といたしましては、災害援護資金につきまして、平成7年当時、阪神・淡路大震災時に、被災者生活再建支援法の制定がなかったことにより、その後の災害との公平性を配慮する必要から、今回災害弔慰金の支給等に関する法律の改正が行われまして、一定の所得・資産要件に対する償還の猶予また免除、また市町村における機関の設置が定められたこと等を踏まえましての一部を改正するものでございます。

改正内容といたしまして、2番に記載をさせていただいておりますが、主な内容といたしまして、償還金の支払い猶予また償還免除、また報告等閲覧や資料提供を求めることができるという内容でございますが、それと、4つ目の支給審査委員会の設置につき

ましては、審査事項、調査審査をするための機関、支給審査委員会と銘打っておりますが、これを設けることができるというような改正を今般させていただいておるところでございます。

なお、この災害弔慰金等につきましては、現在まで本町においての制度の適用はないという形でございますので、今後において発生した場合に適用になるという形になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ありがとうございます。ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第18号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員、よって議案第18号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

次に、日程第2、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、福祉課所管の宇治田原町自立支援協議会設置要綱（案）について、説明を求めます。久野村健康福祉部長。

○健康福祉部長（久野村観光） それでは、続きまして、福祉課所管事項として報告をさせていただきます。宇治田原町自立支援協議会設置要綱（案）でございますが、それにつきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

この件につきましても、お手元のほうに配付をさせていただいております案の案文を

見ていただけたら有り難いかと思います。

本件につきましては、第5期障がい福祉計画にも施策として記載をさせていただいておりまして、この計画期間中に、障がい者やその家族、また介助者が気楽に安心して相談ができる、円滑で適正な課題解決や支援、サービスの利用に導くことができるよう相談支援体制の充実、関係機関との連携の充実に努めるため設置するという形のものを謳わせてもらっておりますことから、今般要綱設置の案を作成させていただきましたので、委員会のほうにお示しするものでございます。

協議事項の内容につきまして、この協議会で何をするかという形では、第2条の協議事項のところに規定をさせていただいております。また、組織的には、第3条の委員をもって組織をさせていただきたいと考えておるところでございます。

なお、設置要綱等の運用につきましては、柔軟な対応をできるようにと事務局では考えておるところでございます。また、この内容等につきましては、障がい者基本計画策定推進委員会、策定委員のメンバーさんの中から5名ほどを転入させていただいておる委員会でございますが、その委員会においても、一応設置要綱（案）は了解をさせていただいておるという内容でございます。宇治田原町自立支援協議会設置要綱につきまして、ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。ございませんか。松本委員。

○委員（松本健治） 確認というかお聞きをさせていただきたいなと思います。一応これは、計画にはしておるけれども、実質新たに要綱として設置するという理解でよろしいんですか。

○委員長（原田周一） 久野村部長。

○健康福祉部長（久野村観光） 今委員ご指摘のとおりでございます。今般新たに、本町において自立支援協議会を設置するという形でございます。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） ただ、ちょっとこれも確認なんですけれども、随分前に、平成24年4月にこういう自立支援について、法定化されているけれども、今になったという、そういうことなんですか。

○委員長（原田周一） 久野村部長。

○健康福祉部長（久野村観光） 法的には設置することができるという形になっていると

ころがございますが、本町におきましては、第5期の計画の中に謳い込ませていただきまして、その計画期間中、令和2年度までの計画でございますが、その間に策定を目指すという形でさせていただいておりますので、今般策定をさせていただくものでございます。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） 平成24年ですか、そういうことでしたので、随分経っているわけですが、新たにこういう形で要綱を制定されて、確実にこの地域における取り組み、支援を取り組んでいこうと、そういうことですから、内容については、今後はそういうことをお願いをしたいというふうに思います。

それと、ここのメンバーなんですけれども、ここに載っている組織の中のメンバーというのは、大体町内の関係者という理解でいいのでしょうか。

○委員長（原田周一） 久野村部長。

○健康福祉部長（久野村観光） 第3条の組織のところでございますが、一応4号を検討させていただいているところでございますが、まず1号の指定相談支援事業という形でございますが、本町のほうも、町外のほうに委託の相談支援事業所というものもございまして、そういうところ、町内外問わず、外のほうの事業所のほうも参画していただく予定をしております。また、2号の各保健、医療、福祉、教育、雇用に関する機関の職員とさせていただいておりますが、これも町外の雇用関係、障害者就業・生活支援センター等そちらのほうにも声をかけて参画をしていただきたいと思いますと考えております。また、教育関係につきましては、南山城支援学校等特別支援学校のほうにもお声かけをさせていただきたいと考えておるところでございます。

また、3号の関係行政機関につきましては、町の担当課、また山城北保健所等の機関のほうにも声をかけさせていただきたいという形、また町の社協なり、民生児童委員協議会等々そういうところもお願いをさせていただきたいと考えておりますので、町内の事業所、団体には限っておらないという形でご理解いただけたら有り難いと思います。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） それと、最後に、これはいつごろからでしょうか。要綱の施行というのは今空欄になっていますけれども。

○委員長（原田周一） 久野村部長。

○健康福祉部長（久野村観光） 令和2年度の第1四半期の執行状況のところでもお示しをさせていただきたいという形で今調整をさせていただいておりますが、

できるだけ早急に、第1四半期には立ち上げをさせていただきたいという形で今事務処理を行っておりますところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） 分かりました。おおむね内容は分かりましたので、目的に沿って、情報を共有化して、対象となる方の支援をきっちりと対応していただけるようお願いしておきたいと思います。以上です。

○委員長（原田周一） ほかにございませんか。山内委員。

○委員（山内実貴子） すみません、部会の設置というふうにありますので、ある程度の人数が考えられているかと思うんですが、具体的には何人ぐらいとお考えでしょうか。

○委員長（原田周一） 久野村部長。

○健康福祉部長（久野村観光） 第7条の部会の設置でございますが、部会を置くことができるという形をさせていただいておりますので、必ずしも何名という形のものを今考えさせていただいていることではないんですけれども、案件の都度、出てくる形のもの、またその中で該当する施設等の方に参画を願うという形のを部会という形で考えをしておりますので、今のところ、部会委員何名という形の検討はさせていただいていないところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（原田周一） よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて、福祉課所管事項報告についての質疑を終了いたします。

次に、健康児童課所管の令和2年度宇治田原町立保育所入所申込み状況について、説明を求めます。立原健康児童課長。

○健康児童課長（立原信子） それでは、お手元の資料のほうをご覧ください。健康児童課所管の令和2年度宇治田原町立保育所入所申込み状況について、ご説明申し上げます。

例年この時期に報告をさせていただいておりますが、今年度は今年の3月1日現在の申し込み状況でございます。新規児童数が合計で36名、継続児童数が合計164名で、合計200名の申し込みをいただいております。

参考までに、下部のほうには、令和元年度、今年度の4月1日の現在の状況は、新規児童の合計が30名、継続児童が170名で、同じく合計200名でございました。申し込み状況については、ご説明は以上です。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手願います。ございませんか。山本委員。

○委員（山本 精） 奇しくもこれを見ていたら、去年と今年と同じように200人、現時点で申込み見込みがなっているんですけども、今年度、19人増えて、今の特に新生児、ゼロ歳児が増えていると思うんですけども、今年も多分それぐらいはあるかなと思うんですけども、待機児童の問題もありますし、ぜひその辺だけ注意をしていただきたいなど。意見だけで終わっておきます。

○委員長（原田周一） 回答はいいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） これにて、健康児童課所管事項報告についての質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら挙手願います。山本委員。

○委員（山本 精） 先ほどからも出ていると思うんですけども、新型コロナウイルス関係のことで、ちょっとお聞きしたいと思います。

1つは、今多分保育所とか地域子育て支援センターへのマスク等とかアルコール消毒液の配布とかもちろんされていると思うんですけども、在庫というか、そういう問題とかはどうなっているのでしょうか。

○委員長（原田周一） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 保育所につきましては、もともと保育所が、何もないうちに積極的にマスクをするというのは、お子さんにとっても保育士の顔も見えないということで、体調の悪いとき、咳が出る、花粉症であったりということには対応していましたが、今現在できるだけこういう感染を防ぐということで、保育士は積極的に今はマスクをしております。基本的にはご自身で持っておられるマスクとかも活用はしていただいておりますが、調達できない場合には、今配布を行っているところです。

支援センターは、今学校の休校に合わせまして来館のプレイルームのほうは閉めさせていただいておりますので、来館されてという方は、今現在はほとんどおられませんので、マスクの着用ということは、積極的に今指示はしておりません。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） アルコール消毒液等の問題も、別にないということですか。

○委員長（原田周一） 立原課長。

○健康児童課長（立原信子） 保健センターで備蓄しておりました消毒液を庁舎も含め公共施設には配布させていただいておりますので、それは今現在配備には満たしている状態にあります。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。

次に、介護関係のところで、名古屋市のデイサービスセンターのところでクラスターと言われる感染が広がっているという報道があったんですけども、町内の介護サービス事業所の感染予防対策とか感染防止資材の状況等、分かっていたら教えてほしいです。

○委員長（原田周一） 廣島課長。

○介護医療課長（廣島照美） 町内の介護予防事業所につきましては、国からの通知に基づきまして対応策のほうは取っておられます。例えば体温を測っていただいて37.5度以上でしたら通っていただくのをやめていただくとかそういった。アルコール消毒についても、入る前に必ず消毒して入るなりの対応を取っていただいているところ。また、アルコール消毒液またマスク等の備蓄につきましては、一部の事業所にお尋ねしたところですけども、数か月分の備蓄は持っておられるということで、今特になくて不足しているというような状況はないというふうに聞いているところでございます。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。今のところは数か月分はあるということで、これが長引いたらどうなるか分からないと思うんですけども、その辺もまた注意深く見守ってほしいと思うんですけども。

それと、今現在こういう状況で、情報が届きにくい高齢者世帯とか障がい者の世帯、独居世帯等の健康状態の把握については、どういうふうに考えられておられますでしょうか。

○委員長（原田周一） 久野村部長。

○健康福祉部長（久野村観光） ただいまのご質問でございますが、高齢者世帯また障がい者世帯特別にという形で訪問という形はまださせていただいていないところでございますが、民生委員さん等からの情報提供等を受ける中で、そういう行政のほうからの手

助け等が必要という形であれば、すぐさま担当課との連絡を取らせていただくようなことで指示を出しておるところでございますが、今現在そのような形での問合せ等はない状況でございます。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。今後そういうことも起こり得るかと思うので、状況をしっかりと把握してほしいと思います。

それと、今小学校の子どもたちが、学校が休校ということになっているので、障がいのある子どもたちのための放課後デイサービスというのが宇治田原町にもあると思うんですけども、それは、午前中も含めてやられていると思うんですけども、その時間帯はどうなっているのでしょうか。

○委員長（原田周一） 久野村部長。

○健康福祉部長（久野村観光） 特別支援学校等が、府立の休校という形を受けましてデイサービスのほうも今回の対応という形で、午前9時から18時まで、通常は午後2時半から18時までなんですけれども、午前中も対応させていただいておるという形でございますが、当初からの申込みをされておられる方等の問合せがございますが、それ以外の問合せ等については、今現在はないという形で事業所のほうから聞いておるところでございます。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） 今のところ、そんなに大した問題はないということであろうと思いますが、いずれにしても、こういうふうな問題については大変な状態だと思うんですけども、皆さん、職員の方に頑張ってもらっていると思うんですけども、あと適切な支援とか行っていただければと求めておきます。

○委員長（原田周一） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、当局のほうから、何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） よろしいですか。これで、ただいま出席の所管課に係る事項を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時33分

○委員長（原田周一） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

日程第3、付託議案審査について。

議案第23号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。清水社会教育課長。

○社会教育課長（清水 清） おはようございます。

それでは、議案第23号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

まず、A4一枚ものの条例の概要というのがございますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思っております。

1、趣旨につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令、また地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が令和2年4月1日から施行されることに伴いまして、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、2、改正内容でございます。議案書の3ページ目に新旧対照表がございますので、併せてご覧のほうをいただきたいと思っております。

1つ目が現行条例、第10条第3項に、放課後児童支援員は次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないというふうにあります。下線部分、都道府県知事の次に、「または、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長」を加えまして、省令にあわせて、放課後児童支援員の研修実施者の拡大を図るものでございます。

2つ目でございます。2つ目が、法律の公布によりまして、国が定める放課後児童健全育成事業設備及び運営に関する基準が、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に改正されたことに伴い、附則第2項の職員に関する経過措置で、この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間とあるところがございますけれども、下線部分、平成32年3月31日とあるのを令和7年3月31日として、5年間延長することによりまして、放課後児童支援員をより多く確保し、学童保育の安定した運営の継続と運営の質の向上を図るため改正を行うものでございます。

3、施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようですから、質疑はこれにて終了いたします。

討論、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 異議なしと認めます。

議案第23号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 討論なしと認めます。

直ちに採決に入りたいと思います。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（原田周一） 挙手全員、よって議案第23号、宇治田原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります付託議案審査を終了いたします。

さきの審査と併せて、以上で、今回文教厚生常任委員会へ付託されました2議案の審査を終了いたしました。この審査結果につきましては、文教厚生常任委員会委員長名をもって委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

以上で、本委員会に係ります付託議案審査を終了いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、また総務建設常任委員会に付託されている議案につきましても、3月26日の本会議において討論される方は、討論通告書を、3月24日火曜日、午後5時までに議長宛て提出してください。

日程第4、各課所管事項報告についてを議題といたします。

まず、学校教育課所管の「うじたわら学び塾」冬季事業報告について、説明を求めます。岩井学校教育課長。

○学校教育課長（岩井直子） 失礼いたします。

それでは、「うじたわら学び塾」冬季事業の報告につきまして、別紙学び塾運営事業（冬季）についてと別紙資料をお手元にお願いいたします。

まず、期間でございますが、12月24日から令和2年1月7日までという期間、大

変冬休みという期間で短い時間ではございますが、6つの事業に対しまして、延べ195人の子どもたちが参加をしてくれたところでございます。

3番目の漢字検定結果でございますが、資料作成時にはまだ漢字検定協会のほうから戻ってきておりませんでしたので、本日お手元のほうに、別紙ということで受験者の結果をご報告させていただくこととなりました。受検級別それから学年別、裏面につきましては、本漢字講座の受講者の結果につきましてもつけさせていただきました。最終的には、32名の受検者に対しまして合格者が25名ということで、合格率は今回78.1%というところでございます。

なお、冬の漢字講座を受講してくれた子どもたちの結果といたしましては、24人の子どもたちが本漢字講座のほうに参加をしてきていたんですが、そのうち16名が受検をいたしまして、合格者につきましては13名、81.3%というところでございます。

それから、事業実施に当たりまして、スタッフということで、今回も町の補助教員等一般も含め、延べ47人のスタッフが対応してきたところでございます。

続きまして、参加者の感想等ということで、2ページ目、両面刷りになっておりますけれども、各事業ごとにアンケートを集計いたしまして、「大変よかった」「よかった」「普通」「あまりよくなかった」というようなことで回答をいただいているところでございます。また、参加理由につきましては、「自分で決めた」「両親等の勧め」等でございますが、最近の傾向といたしましては、自分で決めたというところが多くなっているところでございます。

夏休みと違いまして、冬季は日数も非常に短い関係上、事業のほうに限られたものになってございます。来年度参加したいかという中で、分からないというふうに答えている子どもの率が大変多くなっておりますので、こちらにつきましては、私どもといたしましても、工夫すべき、次年度につきましては、検討していきたい項目であるというふうに考えております。私からは、以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、宇治田原町読書活動推進計画の策定について、説明を求めます。岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） それでは、宇治田原町読書活動推進計画の策定につしまし

て、ご報告させていただきます。

お手元のほうには、クリップ止めでございます策定の経過と、それから冊子のほうをお手元によりしくお願いいたします。

経過のところにもまとめて記載のほうはさせていただいておりますけれども、本町のほうでは、平成18年に第1次の推進計画のほうが作成をされまして、この内容につきましては、幼少の頃から読書に親しみ、学校、家庭、地域社会が一体となって読書活動を推進するというところで、取り組みを進めてきたところでございます。しかしながら、策定後10年以上がたちまして本町の状況が様変わりをしてきたこと、また内容といたしましても、現在の状況を分析した上で、これからの時代に求められる読書活動の趣旨を踏まえて改めていく必要があることなどから、今回改定に至ったものでございます。

活動計画の策定につきましては、策定委員会というふうな位置づけで、各小・中学校の図書教諭、それから図書館の司書、保育所・幼稚園の担当者、町立図書館、また読み聞かせ隊の代表の方など、ふだんから読書活動に関わる関係者で構成をしたものでございます。昨年度と本年度の2か年において取り組みをいたしまして、昨年度は主にアンケート、実態調査を行いまして、現状の把握と分析を行いました。そして、本年度は、その結果を受けまして、また国や府の計画を参考に、本町の実態に即した計画づくりに努め、こちらのほうにまとめ上げたものでございます。

具体的な推進方策といたしましては、冊子のほうの7ページから示しておりますけれども、家庭において、また学校や幼稚園・保育所において、そしてまた地域社会において、それぞれの努力目標であったり役割であったり、また具体的な方策というところで、基本的な考え方を明確にお示しさせていただきまして、取り組みをしやすい計画づくりに努めたところでございます。

策定後につきましても、この委員会を残す形で計画の進捗状況を見ながら検証して、必要な時期にはまた見直しを図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。ございませんか。松本委員。

○委員（松本健治） 私も、この読書活動推進計画については以前の質問等でも確認させていただいて、こういう形でそういう実現する方向で今取りまとめいただいたということで、これは大変喜んでおります。特にここにも書いているとおりなんですけれども、

一番気になるところは、幼少期は、データとしては比較的親御さんも含めて子どもたちに対して読み聞かせをしたり、そういう形でできているにも関わらず、今はネックになっているのは、高学年になっていき、また中学になる。それから高校になるとまたちょっと別の要素、町外へ出てしまったりするんですけれども、非常にこの辺がだんだん薄くなっていく傾向にあるんだろうなというふうに思いますけれども、これはそういうことで間違いないですね。ですから、タブレットだとかそういう関係も含めて、非常に難しい段階かなというふうに思いますけれども、ここにも書いているとおり、読書というのは非常に重要であるという認識、これがベースですね。そういうことでいいんでしょうか。その辺もちょっと聞かせていただけますか。

○委員長（原田周一） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 委員ご指摘のとおり、読書の大切さということにつきましては、特に保護者の方々、そして学校現場等も重々分かっているところでございます。ただ、子どもたちにその大切さをどのように伝えていくかというところが、大人にとってとても大切な部分なのかなというところではあるんですが、こちらのほうの推進計画のほうにも各ブロック別ごとにアンケートを取らせていただいた結果のほうも載せさせていただいているんですが、やはり大きくなるにつれて本から離れていく状況については、間違いない状況でございます。

ただ、先ほどのタブレットも含め、本を読むということがいろんな形態になってきてはございますけれども、本来は、本を読んでもらう、読書というところに焦点を当ててはきているんですが、ただ、そのきっかけが、例えばスマホであったりタブレットであったりということにも私はあってもいいのかなと思いつつながら、最終的にはその小さな世界ではなくて、図書館、図書室というところに行く中で、違う本にも考え方にも触れられる、そういった空間を大切にしていきたいというところがございますので、そこを大事に子どもたちに広めていきたいというふうに考えております。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） そういうことで結構なんですけれども、いずれにしても、この前もいろいろ調査したときに、いろいろ学校の経験者の方の話では、やはり思考力、物事に対して考えていく、そういう能力を養うのにはやはり読書というのは非常にいいということで、朝の時間限定での読書というようなチャレンジもやられていますので、これからも、こういうご時世ではありますけれども、そういう基本的な考え方に基づいて、どしどしそういうことは子どもたちにも教えていってほしいなど。

また中学、高校になると離れていきますので、非常に難しいところがあるんですけども、ここの町内における範囲では、中学においても、私が一番感心しているのは、小学校の司書の方も中学校の司書の方も、学校司書の方は、非常熱心な取り組みまたスタンス、ここは感心をしました。ですから、ぜひぜひその司書の方ができるだけやりやすいように、待っているんですということでもちょっと寂しそうなところも中にはありましたので、そんなこともぜひ、これは教育委員会として、また学校として対応していったらいいなというふうに思うんですが、その点はどうでしょうか。

○委員長（原田周一） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 確かに3校の図書館司書につきましては、かなり工夫をしながら図書館を整理してくださっているところがございます。子どもたちの日常の中に読書を取り入れていくということで、年代別に応じた対応策というものも考えていただいておりますし、最近では町立図書館のほうにも見に来ていただいたり、交流をしたりということで進めておりますので、私どもといたしましても、そういった方々の思いを大切にしながら、図書館、読書活動の推進のほうには努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） ちょっとほかのほうに、今の話はちょっと変わった、図書館関係でまた言いますけれども、よろしいですか。

○委員長（原田周一） これの関連ですか。

○委員（松本健治） そうそう。

○委員長（原田周一） どうぞ。

○委員（松本健治） ここの内容も表のところ、 “幼少の頃から親しむ読書の町づくり”、これは、この計画の中の一つのフレーズとして使われているんでしょうか。 “幼少の頃から親しむ読書の町づくり”。

○委員長（原田周一） 岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） 平成18年に第1期の策定をされたということを申しあげましたけれども、そのときに、 “幼少の頃から親しむ読書の町づくり” ということをスタンスに置かれていましたので、それを引き継いだ形ということになっております。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） もう一つ、子どもたちの話をしましたけれども、高齢者の読書というのも、非常にこれはもう既に出来上がった人間が多いわけで、なかなかそういう習慣

をつけるというのは難しいかもしれませんが、これは、町立の図書館の活用を広めるという意味で、私も以外のところを見に行きましたら、結構活用している高齢者が多いところもありました。

一つの過ごし方として、高齢者がこういう読書活動、ウォーキングとかそういうのをされてますけれども、図書館を活用するという意味で、また自分の生活を豊かにするという意味で、読書についてもそういうアプローチを、ここにも載っていますけれども、ぜひ子どもたちとともに、この中に本当は幼少の頃から読書づくりに、高齢者までというようなのを入れてもらったら私はええかなというふうに思っておりましたんですけれども、その辺はどうでしょうか、今後のこととして。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） 高齢者の方の読書につきましても、町立図書館として、例えば大型本を購入して、高齢の方で小さい字が見にくいという方でもご利用いただけるような工夫もして図書館の運営をしてございますので、今後もそういったニーズを把握する中で、できる限り高齢者の方も図書館に来ていただけるような施策を考えていきたいというふうに思っておるところでございます。

○委員長（原田周一） 松本委員。

○委員（松本健治） ぜひ子どもたちとともに、そういう高齢者の方々の読書というのは、比較的に右側の新聞とか雑誌が見られるコーナーに随分座ってはるのは座ってはります。ですから、一つの居場所づくりという意味もあるかもしれませんが、そういう方にも配慮した配置だとかということも含めて、今後ともご検討いただきたいなというふうに思います。以上です。

○委員長（原田周一） ほかに質疑のある方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、これにて終了いたします。

続いて、令和2年度小中学校児童・生徒数、学級数（見込み）について、説明を求めます。岩井課長。

○学校教育課長（岩井直子） それでは、お手元のほうに、令和2年度の見込み数の資料のほうをお願いいたします。

1ページにつきましては令和2年度の状況について、2ページ目につきましては、参考資料といたしまして平成31年度の見込みということで、昨年同時期に出させていたものを参考資料としておつけしております。

それでは、まず維孝館中学校でございますが、こちらにつきましては、中ほどですが、合計3学年で224人でございます。こちらは、昨年の同時期に比べまして、マイナス7人ということになっております。実学級数が10、昨年と比べましてマイナス1ということでございます。ただ、昨年度は1年生から3年生まで、全て3クラスの11クラスということでご報告をさせていただいておりましたけれども、最終的には、4月1日からは1学年が2クラスということでごございましたので、10クラスということになってございます。ですので、本年度の10クラスということと比較をいたしますと、プラスマイナスゼロということにはなりません。ただ、今年度令和2年度の中学生の第2学年でございますが、ここはもともと本年度1学年2クラスでスタートしたものでございますが、第2学年になりました折には3クラスということで、1クラス増やしているような状況でございます。

続きまして、田原小学校でございますが、中ほど、6年生まで216人ということで、こちらは昨年度よりプラス7人増加となっております。また、学級数につきましても、1クラス増ということで、来年度入ってまいります1年生が2クラスということで増ということになってございます。

それから、宇治田原小学校でございますが、中ほど、6学年まで228人ということで、昨年度よりも2人増えてございます。実学級数につきましては13ということで、プラスマイナスゼロでございます。こちらは、卒業いたします6年生と入ってまいります1年生が2クラスずつということで、増減がございません。

小・中学校合計で668人ということで、昨年よりも2人増えているという状況ではございます。ただ、平成28年の頃から比べますと、全体で73人の減ということでございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

質疑のある方、ございませんでしょうか。挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） これにて質疑を終了いたします。

続いて、学校給食費の改定について、説明を求めます。下岡学校給食共同調理場所長。

○学校給食共同調理場所長（下岡寛史） 私のほうから、給食費の改正について、資料を見ていただきながら説明させていただきます。

改定に当たりまして、まず、昨年末に給食運営委員会の物資調達会計部会を開催いたしました。いろいろなご意見を頂く中、各校のPTA本部役員会での給食費改定のお知

らせも行いました。また、各小・中学校の保護者代表も入っている給食運営委員会で、給食費改定は妥当であるとの結論をいただきましたので、最終的には教育委員会に諮りまして、規則の改正をしていただいたものです。改定理由は物価上昇、改定額は、1食当たり20円値上げとしております。

次に、改定検討の内容について、資料1から3で説明させていただきます。

1枚めくっていただいて、資料1をご覧ください。

平成23年4月に給食費の改定をしたときの資料を基に、平成23年度の献立価格と令和元年の献立価格の比較を行いました。それによりますと、献立により多少の差はありますが、平均で16%食材価格が値上がりしていることが分かります。小学校の場合ですと、240円に16%上乘せすると278円となり、約40円不足している計算となります。

資料2をご覧ください。近隣の給食費の状況でございます。小学校で230円から250円、中学校で265円から280円となっております。このうち、値上げを具体的に検討されている市町は、宇治市、城陽市と久御山町です。その中で、来年度4月から値上げを決定されたのは久御山町で、20円アップされると聞いております。

資料3をご覧ください。これは、1年間の実施献立に食品構成上不足している果実類と藻類を追加したものです。食品構成とは、学校給食法第8条の学校給食実施基準にある4項目の1つで、多様な食品を適切に組合せて活用することが望ましいとされております。現在実施している献立では、食品構成で示されている果実や海藻類が基準の半分以下となっております。そこで、現在の実施献立に果物と藻類を追加して価格を算出しました。この資料から、食品構成に基づいて献立を作成した場合は、1食当たり20円の値上げが必要であることが分かります。

資料の1から3で分かりますように、平成23年当時と同じ水準の給食を提供するためには、1食当たり40円値上げする必要がございます。しかし、一度の改定で40円値上げするのは、保護者負担の側面から考えますと適切ではないと思います。また、近隣市町村の給食費から突出した額とするのも保護者の理解が得られにくいと考えております。そうしたことから、今回の改定では、まず食品構成を満たすために1食当たり20円を給食費に反映させ、幼稚園250円、小学校260円、中学校290円とし、3年後に再度検討を行いまして、段階的に値上げをしていくのが妥当なところではないかという結論に達し、関係者の理解を得られたものです。

なお、値上げの時期は、令和2年4月からです。

以上が、給食費改定の経過と内容の説明になります。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。質疑のある方は、挙手願います。松本委員。

○委員（松本健治） このレベルというんですか、改定の理由等を書かれているのをご説明いただきました。私も、一部ではありますが保護者のほうに確認をさせていただきまして、こういう背景も含めて、どのような反応をされるのかなと思いましたが、非常に評判というのは、そういう意味では、給食に対する評判が非常に高うございまして、特にこの改定については理解できる範囲ということでございましたので、方向としては、私はやむを得ないというふうに思っております。非常に家庭の料理、それからそれに対してこういう学校の給食の内容も含めて、先ほど申し上げましたように非常に子どもたちの評価は高いということで、今度もぜひ継続して努力願いたいというふうに思っています。これは、確認といいますか意見という形で申し上げておきたいと思えます。

○委員長（原田周一） ほかに質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） これにて、学校教育課所管事項報告について、質疑を終了いたします。

次に、社会教育課所管の令和2年度宇治田原町放課後児童健全育成施設入所申込み状況について、説明を求めます。清水社会教育課長。

○社会教育課長（清水 清） それでは、令和2年度宇治田原町放課後児童健全育成施設入所申込み状況につきまして、説明をさせていただきます。

A 4一枚ものの委員会資料のほうをご覧くださいと思います。

利用申込みにつきましては、2月10日から2月14日まで受付を行い、表のとおり申込みがあったところがございます。表の中で、括弧の数字につきましては、昨年同期の申込み数でございます。まず、田原学童では、1年21名、2年9名、3年18名、4年13名、5年5名、6年4名で、合計70名、そこから長期学校休業日のみの通所13名を除きまして57名でございます。宇治田原学童では、1年23名、2年9名、3年16名、4年7名、5年11名、6年1名で、合計67名、そこから長期学校休業日のみの通所9名を除きまして58名でございます。差引き人数の合計欄を見ていただきますと、昨年113人に対しまして今年115人、ほぼ近い数字となっているところでございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(原田周一) これにて、社会教育課所管事項報告についての質疑を終了いたします。

以上で、ただいま出席の所管分に係ります各課所管事項報告についてを終了いたします。

これで、日程に掲げておりますただいま出席の所管分の付託議案審査及び所管事項の報告を終了いたしますが、その他、委員から何かございましたら、挙手願います。山内委員。

○委員(山内実貴子) コロナウイルスの関係で、今学校が休校ということで、先日中学生が若干試験でしたか登校する姿が見られて、元気やなというところでちょっと安心したんですが、今小・中学校、テスト等、また家庭訪問もされるというお話もお聞きしていましたし、あと学童保育のほうも、どのような状況なのか、お聞きかせ願いたいと思います。

○委員長(原田周一) 光嶋教育部長。

○教育部長(光嶋 隆) それでは、両課にまたがることでもございますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、各学校の状況でございますけれども、3月3日から3月13日まで休校という対応を取りまして、この間、小学校については、プリント学習等ができるようにということで、学校のほうから、担任のほうから児童に向けて配布をいたしました。その間、2週間程度の休みになりますので、一括して渡すのではなしに、間、家庭の状況も見るといようなことで、各家庭を回りながら回収、また新たな配布といったことに努めてほしいという指示を出しまして、そのように努めていただいております。

特に家庭でどう過ごすかという時間の過ごし方の一つとして、学習といったものを取り入れて、また3、4日に1回ぐらいの割合と思いますけれども、状況を見て、生徒を励ますなり、いろいろ不満もあるなりということもあるかも分かりませんが、そういったことも聞きながら学校のほうで次の策を講じるといったようなことについて、対応しております。

中学校につきましては、今週の月、火が期末テストということがございましたので、それを登校日といたしまして、中学生は、先週勉強して今週の期末テストに臨んだと。

1、2年生でございます。3年生につきましては、これは、先週の金曜日、3月6日が公立高校の中期選抜のテスト日ということがございましたので、その試験に向けて、学

校を開放しまして試験対策をする、あるいは先生のアドバイスを受けるといったことができるように対応したところでございます。今週は、もうほとんどの中学3年生は試験が終わっておりますので、ほぼ自宅におると。期末試験が終了した生徒も同様に自宅であるというのが今の状態でございます。

学童保育に関しましては、これも3月3日以降ご希望のある方はお受けしますということの体制を取りまして、午前7時からお受けするというにいたしました。ただ、学校の、いわゆる濃密な空間にいることがよろしくないであろうというのが休校にしておる1つの理由にはなりますので、学童保育に来る子どもたちがどのような状況かということがなかなか断定できないということもあるので、できれば自宅でお子さんを見ていただくほうがよりリスクは低いと思いますということも添えた上で、ご判断をいただきました。その結果、今現在、平均値にはなりますが、田原学童で約20名、宇治田原学童で10名の児童が通所しておるといような状況になってございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 山内委員。

○委員（山内実貴子） ありがとうございます。特に家庭訪問というところで、学校の先生たちにすごくいろいろな対応をお願いしているというところで、本当に感謝しています。またこれから、今後もどうなるかということもありますので、冷静な判断と対応をお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（原田周一） ほかに。光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 訂正を1点、7時半の言い間違いで7時と言いまして、申し訳ございません、7時半に訂正させていただきます。

○委員長（原田周一） 始まる時間ですか。

○教育部長（光嶋 隆） 受入れの時間です、申し訳ございません。

○委員長（原田周一） よろしいですね。

ほかに質問。山本委員。

○委員（山本 精） 今コロナの関係で、学校、学童とか小学校、中学校の対応についてお聞きしました。学童保育所の関係で言ったら、感染予防の関係のいろんな資機材とかマスクとかアルコール消毒とかその辺の、手洗いうがいなどの、そういうような指導とかはされているとは思いますが、その辺はどうなんですか。

○委員長（原田周一） 清水課長。

○社会教育課長（清水 清） 感染予防対策といたしましては、手洗い、うがいの励行は

もちろんのことですけれども、支援員、補助員に対しましてマスクの着用、また、児童と支援員、補助員に対しまして検温、それから消毒液による殺菌、また換気などの対策をしているところでございます。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。それと、昨日から隣の隣の隣というか京田辺市で小学校の預かり教室というのが実施されています。実際宇治田原町ではそうではないかもしれませんが、休校に対応ができないような家庭や保護者にも丁寧な相談体制とか低学年児童の支援学級児童生徒など、そういうふうなところでの特別に支援が必要な児童・生徒への緊急の学校への受け入れとかは、どうでしょうか、考えられているのでしょうか。

○委員長（原田周一） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） 学校の受け入れ、学校施設の開放ということに関しましては、まずは先ほど申し上げました学童の受け入れ数から言いますと、今学童施設のキャパシティの範囲内というふうに思っておりますので、そういう意味での学校施設を利用するといったことは、今のところ考えてはございません。ただ、この間2週間休校になりました、それ以降どうするかといったことも今後結論づけなければならぬんですけれども、やはり子どもたちの居場所といいますか、現状ないというのが実態でございますので、そういったことにつきましては、学校現場の意見等も踏まえまして、前向きに考えてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○委員長（原田周一） 山本委員。

○委員（山本 精） 分かりました。今後とも、この状態がいつまで続くかということも分からないことですし、できる限り、子どもたち、親御さんの支援をしていただくことをお願いしておきます。

○委員長（原田周一） よろしいですか。谷口議長。

○議長（谷口 整） このたびの学校の臨時休校、2月27日の午後に、国のほうから突発的に、突然休校の要請が出され、金、土、日を挟んで月曜日から休校をしてほしいという内容だったと思うんですけれども、本町は火曜日から臨時休校に入られたと。そういう期間がない中で、いろいろと学校現場もいろんなことで大変やったなというふうに思います。その辺りについては、これも今まで始まって以来のことなので、非常にご苦労いただいたのかなと思うんですけれども、3週間ほど春休みが長くなるわけですね。3週間ほどの期間長くなることによって、これは全国的になんで宇治田原だけではありません

ませんけれども、生徒たちの学習が、当然カリキュラムが残るという中でいろいろ課題があつて、恐らくこれはまた国のほうで当然考えられると思うんですけれども、そのときに、町の対応として、学校現場で、学力テストが小学校・中学校とも全国平均を下回っている中で、これをチャンスとして捉えるという言い方はあまり適当じゃないかもしれませんが、この際に、家庭のプリント、そんなのでも、学力平均を高めるための、そういうふうなことの何か努力をしようという、そういうような話は、学校現場では出たんでしょうか。

○委員長（原田周一） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） ご指摘いただきましたように、学校の休業が発表されたのが突然でございましたものですから、十二分な準備ができておるかということをお問ひかけいただいた場合には、まだまだ十分できていなかったこともあったやに認識はしております。そうした中で、先ほど山内委員がおっしゃった家庭訪問もそうなんです、いわゆる子どもたちが、単なる休みというふうにならないように学校としても十分な工夫をしてほしいという中で、プリント学習等のことが小学校の場合はまず挙げられたと。中学校の場合は、差し当たり期末テストと、それと一部の生徒ですが受験を控えておったということがありましたので、それを第一義的に考えて、実行してもらったと。

今後、今週はどうしているのかということ、その辺りは自宅学習ということで、してはいるんですけれども、決定事項ではないものの、周辺の状況ですとか国のおっしゃっていることを見ますと、長引きそうな感じもします。それを決める際には、今議長がご指摘いただきました学力についてのフォローをどうするかということ、今は検討する時間があると思いますので、次に行く際には、そういう対応も踏まえて指導してまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 谷口議長。

○議長（谷口 整） その辺りについては、十分に配慮いただきたいなというふうに思います。

次に、これも学校現場の話なんです、3月2日付で、それぞれ3小・中学校の学校だより、これが発行されているんですけれども、これを編集されているのは、学校の中の編集委員さんとかおられるんでしょうか。それとも、特定の例えば教務主任だとか教頭先生だとか、特定の方が担当されているんですか。

○委員長（原田周一） 細矢学校教育課課長補佐。

○学校教育課課長補佐（細矢和彦） 学校だよりにつきましては、各学校とも校長の責任

の下に編集しております。部分部分については、例えば校長がこの部分は教務主任であれ教頭であれ原稿を依頼することもございますが、最終的には校長の責任の下に発行しておるものでございます。

○委員長（原田周一） 谷口議長。

○議長（谷口 整） 最終的には校長先生の責任、それはよく分かりますけれども、これ、3月2日付で今月号が出されているんです。まさに休校の要請があつて以降のことなので、確かに中のほうにちょっとだけ臨時休業に伴う措置についてお願いというのがあるんですが、これをぱっと見たときに、1面に本来でしたらそのことが載って、こういう状況なので、親御さんに対してもそうだし、また地域の方々についてもご理解を求めるといのが本来の姿だと思うんです。

私だけがそう思っているのか知りませんが、ところが毎月と同じように、校長先生の訓示的な話が前面に出ておつて、田原小学校に至つては、「ところで、全国的な広がりを見せています新型コロナウイルスの感染云々」と。こんなの、付け足しでここに載せることじゃないと思うんです。この辺りの、確かに先ほど言いましたように、2月27日に要請があり、土日返上でいろいろと検討していただいて、またこれも原稿の差し替え等されて発行されたのは分かるんですけれども、やっぱりそのところは、もう少し、危機管理という言葉がいいかどうかは分かりませんが、配慮があつてもよかつたのと違うかなと。まるで人ごとみたいな感じに私は取れたんですよ。

特に、先ほど委員長が冒頭の挨拶で、今日は3. 11と震災のことに触れられました。あのときも、ある小学校では、マニュアルどおりの避難をして、校庭に子どもが集まつていて津波にさらわれた。ところがマニュアル以外の気を利かせた配慮された学校は、高台に上がつて助かつたというような日なんです、今日は。そんな中で、これ、もう毎月発行しているから同じように出しておいて、ちょっと場所を変えて、保護者の皆様ということで書いてある感覚が、ちょっと私的には理解ができなかつたんです。そこらの学校現場の意識。3人も校長先生がいほつたら、誰かが一人ぐらいちょっとこれは変えようかという声もあつてもよかつたのかなと思うんですが、これは私の感覚が違うのかな、その辺りはどうなのでしょう。

○委員長（原田周一） 光嶋部長。

○教育部長（光嶋 隆） ご指摘いただいた点についてでございますけれども、臨時休校が決まつたまさにそのときというのは、ご指摘のとおりでございます。実際に、27日が決まりましてから、28日の日に、本町では、月曜日を1日開けて3日の日から休校

にしますというその連絡を28日に、子どもたちが帰る折に持って帰れるようにということで、保護者向けにはまず伝達をしたということがございます。そういったことがございましたものですから、保護者に対しては一義的にそういうご連絡を差し上げているという判断があったように思います。

学校だよりについては、もちろん議長おっしゃるように、地域の方に対してのお知らせという側面もありますので、ご指摘はごもっともかというふうに思いますが、ただ、そのときの時系列で申しますと、先にこういう緊急事態なのでというお知らせをしたということがありましたものですから、通常の紙面構成なりをもってやったというふうに我々は受け止めておるところでございます。

今後、そういったご意見も踏まえまして、時間的にはそういったことが盛り込める余裕という言い方もちょっと語弊があるかも分かりませんが、時間的にそれが許すのであれば、そういったことも踏まえて作成するようという指導はしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○委員長（原田周一） 谷口議長。

○議長（谷口 整） 冒頭に私も申しましたように、時間がない中で、現場でばたばたしていただいて、それはそれで大変やったと思うんですけども、やっぱりそういうときだからこそ、あまり危機管理という言葉がいいかどうかは別として、ちょっと私は違和感を覚えましたので、これは私の意見として申し上げました。

○委員長（原田周一） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 当局のほうから、何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） よろしいですか。

次に、日程第5、その他を議題といたします。

何かございましたら、挙手願います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 当局のほうから。奥村教育長。

○教育長（奥村博巳） 先ほどからも出ておりますコロナウイルスに関しての学校の休校の関係です。

現在は、13日ということで、金曜日ですので、土日、16日からということで現在はしておりますが、今の状況を見ていますと、なかなかこれからまた開校できるのかと

いうことも含めまして、今日の午後、その辺を含めての会議をしまして、また明日には委員の皆さんにも報告させていただけると。併せて、当然保護者の皆さんにも連絡はしないといけませんが、明日には報告させていただけると思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（原田周一） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） 事務局のほうから、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（原田周一） ないようでございますので、日程第5、その他について終了いたします。

本日は、付託議案2件及び所管事項報告の審査が終了いたしました。無事に審査を終了できましたことに、お礼申し上げます。また、当局におかれても、詳細な説明、資料作成、ご苦労さまでございました。

本年度も残すところ3週間となりました。令和2年度の予算が16日から審査されようとしております。各課におかれては、いま一度事業執行等において最終確認を行い、適正な執行に努めていただくよう強く求めておきます。また、所管に係ります重要事項・懸案事項の報告につきましては、年度が替わりましても遺漏のないようよろしくお願いいたします。

令和2年度4月の閉会中の委員会においては、第1四半期の執行状況の報告を願うことと予定しております。4月21日午前10時から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の文教厚生常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時30分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

文教厚生常任委員会委員長 原 田 周 一